令和 ８ 年 １１ 月 １２ 日付け公告の内容

このたび、三次市三良坂町の一部を地域とする県営土地改良事業（ため池等整備事業後迫１号池地区）の事業施行申請にあたり、土地改良事業計画の概要を定めて三次市長と協議したいので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 85 条第６項の規定によって、この旨を公告し、当該事業の計画概要を縦覧に供するので意見のある者は令和 ８ 年 １２ 月 ２ 日までに申請人へ意見書を提出されたい。

なお、縦覧に供すべき書類の名称、縦覧の期間及び場所並びに意見書の提出方法等については下記記載のとおりである。

記

１　縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業後迫１号池地区）計画概要書

２　縦覧の期間　令和８ 年 １１ 月 １２ 日から令和８ 年 １２ 月 ２ 日まで

３　縦覧の場所　三次市のウェブサイト

４　意見書の提出方法等について

（１） 意見書の提出先　nousei@city.miyoshi.hiroshima.jp

（２） 意見書の提出期限　令和 ８ 年 １２ 月 ２ 日

（３） 意見書の提出上の注意

①意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

②意見書には、個人にあっては氏名及び住所を、法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

③提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

④電話での意見はお受けできません。

⑤郵送での意見書の提出を希望される場合は、三次市産業振興部農政課農村整備係までお問い合わせください。